

昭和二十九年政令第六百六十四号

税関関係手数料令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百条、第二百条及び第一百一条第二項並びに関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十三条第五項、第十八条第二項及び第十九条第二項の規定に基き、税関関係手数料令（昭和二十六年政令第六十六号）の全部を改正するこの政令を制定する。

（不開港への出入についての許可手数料）

第一条 関税法（以下「法」という。）第二十条第一項（不開港への出入）に規定する許可を受ける者が法第一百条第一号（手数料）の規定により納付すべき手数料の額は、不開港への出入回につき、外国貿易船につては、その純トン数一トンまでごとに三十六円、外国貿易機にあつては、その自重一トンまでごとに五百円（航空機により行うものに限る。）の用に供され、いるものにあつては、二百五十円）とする。

（保税蔵置場又は保税展示場の許可手数料）

第二条 法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）又は法第六十二条の二第一項（保税展示場の許可）の規定による許可を受ける者が法第一百条第二号（手数料）の規定により納付すべき手数料の額は、許可の期間一月までごとに、当該許可に係る保税蔵置場又は保税展示場の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、当該各号に定める額（許可の日の属する月及び許可が失効する日の属する月について、日割により計算した額）とする。ただし、関税定率法（以下「定率法」という。）別表若しくは関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の税率が無税（定率法第十二条（生活関連物資の減税又は免税）の規定による関税の免除を含む。）に該当する同一品目の貨物のみを置く保税蔵置場又は法第五十六条第三項（保税工場の許可）の規定により保税工場の一部の場所につき併せて許可を受ける保税蔵置場の手数料の額は、その二分の一に相当する額とし、定率法別表第四・〇三項から第四四・一三項までに掲げる木材のみを置く水面の保税蔵置場の手数料の額は、その五分の一に相当する額とする。

（保税蔵置場の手数料）

第三条 法第五十六条第一項（保税工場の許可）の規定による許可を受ける者が法第一百条第二号（手数料）の規定により納付すべき手数料の額は、許可の期間一月までごとに、当該許可に係る保税工場の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、当該各号に定める額（許可の日の属する月について、日割により計算した額）とする。

（総合保税地域の許可手数料）

第四条 法第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）の規定による許可を受ける者が法第百

報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。（以下同じ。）を使用する

ことのできる者として財務大臣が定める者（以下「指定者」という。）である場合にあつては、九千四百円）

（以下「指定者」という。）である場合にあつては、九千四百円）

（以下「指定者」という。）である場合にあつては、九千三百円）

（以下「指定者」という。）である場合にあつては、一万三千五百円）

（以下「指定者」という。）である場合にあつては、二千五百円）

（以下「指定者」という。）である場合にあつては、五千五百円）

（以下「指定者」という。）である場合にあつては、九千五百円）

（以下「指定者」という。）である場合にあつては、九千三百六十円）

（船用品又は機用品の積込み等）若しくは法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）に規定する承認に係る税関の事務（第四項第一号及び次条第三項第一号において「特定税関事務」という。）を行ふ場合においては、（特

前項の規定による額の二倍に相当する額（その額が同項の規定による額と当該事務を行うため定税関事務）といふ。）を派出された税関職員の規定期による申請に基づいて派出された税関職員の數を五万六千九百円に乘じて得た額（第四項第一号、次条第三項第一号及び第十三条の五第二項及び第三項において「派出費用相当額」という。）との合計額に満たないときは、当該合計額とする。

第一項の手数料の額の計算の基準となる事項は、保税蔵置場又は保税展示場の許可の日（同日後当該事項について変更があつた場合においては、その変更日の属する月の翌月の初日）における当該事項によるものとする。

（届出藏置場）と/or（届出工場）について法第一百条第二号の規定により納付すべき手数料（当該届出藏置場における法第五十条第一項に規定する外國貨物の藏置等に関する業務が電子情報処理組織を使用して行われるものに係るものに限る。）

については、法第一百一条第一項（手数料の軽減又は免除）の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を軽減し、又は免除するものとする。

（届出工場）第一項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額

（届出工場）前条第二項及び第三項の規定は、前項の手数料の額を計算する場合について準用する。

（届出工場）六四万平方メートル以上七万平方メートル未満四万二千八百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、四万千八百円）

（届出工場）五二万平方メートル以上四万平方メートル未満三万二千八百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、三万二千六百円）

（届出工場）四一万平方メートル以上二万平方メートル未満二万一千八百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、二万一千七百円）

（届出工場）三五千平方メートル以上一万平方メートル未満一千五百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、九千五百円）

（届出工場）二二千五百平方メートル以上五千平方メートル未満九千五百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、九千五百円）

（届出工場）三五千平方メートル以上一万平方メートル未満一万三千六百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、一万三千五百円）

（届出工場）二二千五百平方メートル以上二万五千平方メートル未満九千七百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、九千七百円）

（届出工場）三五千平方メートル以上二万五千平方メートル未満二万一千八百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、二万一千八百円）

（届出工場）四一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満二万一千八百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、二万一千八百円）

（届出工場）五二万平方メートル以上二万五千平方メートル未満三万二千八百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、三万二千八百円）

（届出工場）六四万平方メートル以上七万平方メートル未満四万二千八百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、四万二千八百円）

（届出工場）七七万平方メートル以上五万四千八百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、五万四千八百円）

（届出工場）八二万五千平方メートル以上三万五千平方メートル未満五万四千八百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、五万四千八百円）

（届出工場）九三万五千平方メートル以上五万平方メートル未満六万三千三百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、六万三千三百円）

（届出工場）十五万平方メートル以上七万平方メートル未満七万六千円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、七万六千円）

（届出工場）十一七万平方メートル以上八万八千七百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、八万八千七百円）

（届出工場）十二前号に掲げる場合以外の場合 当該手数料の全額

（届出工場）一二前号に掲げる場合について準用する。当該届出工場における特定税関事務が行わる場合 第二項において準用する前条第二項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額

（届出工場）一当該届出工場における特定税関事務が行わる場合 第二項において準用する前条第二項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額

（届出工場）二当該届出工場における特定税関事務が行わる場合 第二項において準用する前条第二項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額

（届出工場）三当該届出工場における特定税関事務が行わる場合 第二項において準用する前条第二項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額

（届出工場）四当該届出工場における特定税関事務が行わる場合 第二項において準用する前条第二項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額

（届出工場）五当該届出工場における特定税関事務が行わる場合 第二項において準用する前条第二項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額

（届出工場）六当該届出工場における特定税関事務が行わる場合 第二項において準用する前条第二項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額

（届出工場）七当該届出工場における特定税関事務が行わる場合 第二項において準用する前条第二項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額

（届出工場）八当該届出工場における特定税関事務が行わる場合 第二項において準用する前条第二項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額

（届出工場）九当該届出工場における特定税関事務が行わる場合 第二項において準用する前条第二項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額

（届出工場）十当該届出工場における特定税関事務が行わる場合 第二項において準用する前条第二項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額

（届出工場）十一当該届出工場における特定税関事務が行わる場合 第二項において準用する前条第二項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額

（届出工場）十二当該届出工場における特定税関事務が行わる場合 第二項において準用する前条第二項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額

（届出工場）十三当該届出工場における特定税関事務が行わる場合 第二項において準用する前条第二項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額

（届出工場）十四当該届出工場における特定税関事務が行わる場合 第二項において準用する前条第二項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額

（届出工場）十五当該届出工場における特定税関事務が行わる場合 第二項において準用する前条第二項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額

（届出工場）十六当該届出工場における特定税関事務が行わる場合 第二項において準用する前条第二項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額

（届出工場）十七当該届出工場における特定税関事務が行わる場合 第二項において準用する前条第二項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額

（届出工場）十八当該届出工場における特定税関事務が行わる場合 第二項において準用する前条第二項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額

（総合保税地域の許可手数料）

（総合保税地域の許可）の規定による許可を受ける者が法第二十二条第一項（総合保税地域の許可）

用を受けない場合には、法第二百二条の二第五項に規定する災害等が生じた日）から二月を経過する日までに、関税法の表の各号の中欄に掲げる行政処分（以下この条において「行政処分」という。）に係る手数料に相当する額の還付を受けようとする関税法の表の当該各号の上欄に掲げる施設（以下この条において「施設」という。）に関する次に掲げる事項を記載した書面に、その額に相当する金額の還付を受けようとすると、その該手数料を納付したことを証する書類及び第四号に掲げる事項を証する書類がある場合には当該書類を添付して、これを当該手数料を納付した税関長に提出しなければならない。

一 当該施設の名称及び所在地

二 当該施設に係る行政処分に係る当該災害等が生じた日が属する月の月分以後の月分の手数料の納付額

三 当該施設の延べ面積（次項において「基準面積」という。）のうち当該災害等により損傷したため業務の遂行に支障が生じている部分の延べ面積（同項において「損傷面積」という。）

四 当該施設の当該災害等による損傷の内容及び当該損傷のために業務の遂行に生じている支障の程度

五 その他参考となるべき事項

3 税関長は、前項の規定による書面（同項の規定により添付すべき書類を含む。以下この項において同じ。）の提出があつた場合において、その行政処分に係る手数料に相当する額の還付を受けようとする施設が前項に規定する災害等により損傷したため業務の遂行に支障が生じてゐると認めるときは、当該施設に係る行政処分に係る手数料（その納付期限が当該書面の提出の日において到来しているものに限る。）の納付額と、基準面積から損傷面積を控除して得た面積を当該施設の延べ面積とみなして第二条第一項各号、第三条第一項各号（第八条第一項において準用する場合を含む。第六項第二号において同じ。）又は第四条第一項各号に掲げる延べ面積の区分に応じ手数料を納付するとした場合の当該手数料の額との差額に相当する金額を還付するものとする。この場合において、手数料の納付額に当該災害等が生じた日が属する月分の手数料の額が含まれているときは、同月分については、同日から同月の末日までの期間に相当する分として日割により計算した額に相当する金額を還付するものとする。

4 税関長は、前項の規定により還付することとなる申請者の申出があるときは、その金額をその還付の対象となる月分の翌月分以後の月分において当該申請者が納付すべき手数料の額から控除するものとする。

5 法第二百二条の二第五項の規定により同項に規定する手数料の軽減又は免除を受けようとする者は、当該軽減又は免除を受けようとする月分の手数料の納付期限の十日前までに、その行政処分に係る手数料の軽減又は免除を受けようとする施設に関する次に掲げる事項を記載した書面に、第三号に掲げる事項を証する書類がある場合には当該書類を添付して、これを当該手数料を納付すべき税関長に提出しなければならない。

一 当該施設の名称及び所在地

二 当該施設の延べ面積（次項第二号において「基準面積」という。）のうち第二項に規定する災害等により損傷したため業務の遂行に支障が生じている部分の延べ面積（同号において「損傷面積」という。）

三 当該施設の当該災害等による損傷の内容及び当該損傷のために業務の遂行に生じている支障の程度

四 当該施設の損傷についての復旧の見通し

五 その他参考となるべき事項

6 税関長は、前項の規定による書面の提出があつた場合において、その行政処分に係る手数料の軽減又は免除を受けようとする施設が第二項に規定する災害等により損傷したため業務の遂行に支障が生じていると認めるときは、当該施設に係る行政処分に係る手数料の額のうち、次各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額を軽減し、又は免除するものとする。

一 当該災害等により損傷したため業務の全部についてその遂行に支障が生じていると認められる施設 全額

二 当該災害等により損傷したため業務の一部についてその遂行に支障が生じていると認められる施設 当該施設に係る行政処分に係る手数料の額と、基準面積から損傷面積を控除して得た面積を当該施設の延べ面積とみなして第一条第一項各号、第三条第一項各号又は第四条第一項各号に掲げる延べ面積の区分に応じ手数料を納付するとした場合の当該手数料の額との差額

第十三条の五 税関長は、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号。以下この条において「沖振法」という。)第四十五条第二項(指定保税地域等)の規定により総合保税地域の許可を受けた者が法第一百条第二号(手数料)の規定により納付すべき令和七年三月分以前の当該許に係る手数料については、沖振法第四十六条(手数料の軽減)の規定により第四条第一項の規定により計算される額の二分の一に相当する額を軽減することができる。

2 税関長は、沖振法第四十五条第三項の規定により保税蔵置場又は保税展示場の許可を受けた者が法第一百条第二号の規定により納付すべき令和七年三月分以前の当該許に係る手数料については、沖振法第四十六条の規定により第二条第一項の規定により計算される額(同条第二項の規定が適用される場合にあつては、同項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額)の二分の一に相当する額を軽減することができる。

3 税関長は、沖振法第四十五条第三項の規定により保税工場の許可を受けた者が法第一百条第二号の規定により納付すべき令和七年三月分以前の当該許に係る手数料については、沖振法第四十六条の規定により計算される額(同条第一項において準用する第二条第二項の規定が適用される場合にあつては、同項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額)の二分の一に相当する額を軽減することができる。

4 前項の規定による軽減の基準となる事項は、当該総合保税地域、保税蔵置場若しくは保税展示場又は保税工場の許可の日(同日後当該事項について変更があつた場合においては、その変更の日の属する月の翌月の初日)における当該事項によるものとする。

(手数料の前納等)

第十四条 第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項又は第八条第一項、第三項若しくは第四項に規定する手数料は、第九条第三項又は第四項の規定にかかわらず、二月分以上を前納することができる。

2 前項の規定により前納した手数料は、その納付期限に至らないものに限り、請求により還付する。

1 この政令は、昭和二十九年七月一日から施行する。

2 1 この政令は、公布の日から施行する。
改正後の税関関係手数料令（以下「新令」という。）第四条、第五条及び第十二条の規定は、昭和三十一年十二月分以後の保税上屋、保税倉庫又は保税工場の許可の手数料について適用し、同年十一月分以前の当該手数料については、なお従前の例による。

2 1 附 則（昭和三二年三月三一日政令第五〇号）抄
この政令は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2 1 2 改正後の税関関係手数料令（以下「新令」という。）第十二条の規定は、昭和三十二年四月分以後の新令第五条第二項の規定の適用を受ける手数料から適用する。

2 1 附 則（昭和三二年五月一七日政令第一〇五号）抄
この政令は、昭和三十二年五月二十日から施行する。

2 1 2 改正後の税関関係手数料令（以下「新令」という。）第一条第一項の規定は、この政令の施行の日以後に同項に規定する許可がされるものについて適用する。

2 附 則（昭和三五年三月三一日政令第六九号）
この政令は、法の施行の日（昭和三十五年四月一日）から施行する。

2 附 則（昭和三六年五月三一日政令第一五一号）抄
この政令は、昭和三十六年六月一日から施行する。

2 附 則（昭和三六年一〇月二七日政令第三三〇号）
この政令は、公布の日から施行する。

2 附 則（昭和三八年六月二八日政令第二四五号）抄
この政令は、昭和三十八年七月一日から施行する。

2 附 則（昭和三九年三月三一日政令第四号）
この政令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

令」という。) 第九条第三項の規定により納付された平成二十三年四月分の保税蔵置場、保税展示場、保税工場若しくは総合保税地域(以下「保税蔵置場等」という。)の許可又は旧手数料令第八条第一項に規定する工場の承認に係る手数料の額が第三条の規定による改正後の税関関係手数料令(以下「新手数料令」という。)の規定により納付すべき同月分の保税蔵置場等の許可又は新手数料令第八条第一項に規定する工場の承認に係る手数料の額は、新手数料令の規定により納付すべき同年五月分以後の月分のこれら的手数料の額に順次に充當する。

この政令の施行前に旧手数料令第十四条第一項の規定により前納された平成二十三年四月分以後の保税蔵置場等の許可又は旧手数料令第八条第一項に規定する工場の承認に係る手数料の額が新手数料令の規定により納付すべき当該前納した期間についての保税蔵置場等の許可又は新手数料令第八条第一項に規定する工場の承認に係る手数料の額を超えることとなる部分の額は、新手数料令の規定により納付すべき当該前納した期間後の方分のこれら的手数料の額に順次に充當する。

前二項に規定する超えることとなる部分の額のうち、これらの規定により納付されるべき手数料の額がないことによりこれらの規定による充當ができないこととなる部分の額は、請求により還付する。

附 則 (平成二四年三月三一日政令第一一号)

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

この政令は、関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十九年一月二十五日政令第六号)

(施行期日)
この政令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第一百八号)(附則第三項において「整備法」という。)の施行の日から施行する。

○四号)
附 則 (平成三〇年七月一日政令第二二抄)

第一条 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第一百八号)の施行日の前日から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日政令第一三一号)

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日政令第一五五号)

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月三一日政令第一五八号)

第一条 (施行期日)
(税関関係手数料令の一部改正に伴う経過措置)
第四条 第四条の規定による改正後の税関関係手数料令(次項において「新手数料令」という。)の規定は、この政令の施行の日以後に同項の許可又は承認を受けることにより納付すべき手数料について適用し、同日前に第四条の規定による改正前の税関関係手数料令(次項において「旧手数料令」という。)の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

三項の許可又は承認を受けたことにより納付すべき手数料については、なお従前の例による。
新手数料令第九条第四項の規定は、この政令の施行の日以後に行われる同項の変更により納付すべき手数料の額が増加又は減少をした場合について適用し、同日前に行われた旧手数料令第九条第四項の変更により納付すべき手数料の額が増加又は減少をした場合については、なお従前の例による。